

## ESG 指数選定における実務指針

1. ESG 指数選定に当たり、GPIF が金融市場や企業経営に直接の影響を与えないよう、個別の銘柄選択や指示を行ってはならない。(投資一任原則の遵守)
2. ESG 指数選定は、長期的な観点から専ら被保険者の利益のために行う(長期的な収益の確保)ものとする。(他事考慮の禁止の原則の遵守)
3. ESG 指数選定に当たっては、上記 1.2 の原則に実質的に反することはもとよりそうした疑念を招くこと(レピュテーションリスク)も厳に回避する。
4. ネガティブスクリーニングの手法を含む指数※を選定する場合は、上記 1~3 に反しないようにするために、選定の根拠が専ら経済合理性に立脚したものであること、無用の憶測をまねかないこと、選定プロセスが合理的かつ透明なものであること等を満たした上で、慎重かつ保守的に対応する。

※特定の業種・企業等がユニバースから除外された指数

5. 4 の選定については、当面、以下の条件に合致したものに限って例外的に選定するものとする。※
  - ① 専ら市場による自律的な評価・選択の結果、除外対象が、ほとんどの指数において共通に設定されており、被保険者の利益の観点から適切な ESG 指数選択を行う上で当該除外対象が設定されていない ESG 指数を選定することが実質的に困難であること。
  - ② 他の投資家がすでに採用しており、GPIF が除外対象の選定に関与していないことが客観的にも明らかであること。
  - ③ 除外対象の設定により、長期的な観点から専ら被保険者の利益のために行うとの原則に反する又はその疑念を招くことがないよう、除外対象が極めて限定的であること。

※既存の ESG 指数に関しては、ネガティブスクリーニングの手法を含む指数が運用資産額ベースでは圧倒的な状況であり、ネガティブスクリーニングの手法を含まない指数に選定対象を限定することは、選択肢を大幅に絞ることになり、かえって被保険者の利益にならない可能性がある。

6. 執行部は、ネガティブスクリーニングの手法を含む ESG 指数を候補として選定した場合には、その運用開始前に経営委員会に報告する。
7. ネガティブスクリーニングの手法が含まれる ESG 指数による運用を拡大することで、分散投資効果が損なわれることや、事実上のダイベストメントが行われる懸念が生ずることのないよう特段の注意を払う。